

## 研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン

平成 28 年 9 月 23 日制定

### 1 趣旨

本ガイドラインは、「ADDS 研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」(以下、「申し立てガイドライン」という。)の「2. 対象とする不正行為」における調査の手続きのうち、研究活動における不正行為(以下、「研究不正」という。)に関する調査について定めるものとする。

### 2 対象とする不正行為

(1) 本ガイドラインは、研究不正で、次のようなものを対象とする。

#### ア 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

#### イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

#### ウ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

(2) 同じ研究成果の重複発表、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどについても申し立ての対象とすることができる。

(3) 過誤などの故意に基づかない行為、意見の相違ならびに当該研究分野の一般的慣行にしたがって取り扱った行為を除く。

### 3 予備調査

申し立て窓口責任者より、研究コンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)へ申し立ての報告があった場合で、委員会が、その内容に関して合理性もしくは調査可能性を有しない申し立てとはただちに判断できない場合、予備調査を行う。なお、被申し立て者の本務が、ADDS 以外の機関等である場合は、当該機関等と協議の上、予備調査について別途定めることができる。

(1) 予備調査においては、申し立てされた行為が行われた可能性、申し立ての際提示された理由・資料の論理性、申し立てされた研究の公表から申し立てまでの期間が、生データ、実験・観察ノートなど研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、あるいは被申し立て者の所属する部門(以下、「部門」という。)が定める保存期間を超えるか否かなど、申し立て内容に関して申し立てガイドライン及び本ガイドラインの趣旨から調査を開始することの合理性、調査可能性等についての判断を行う。

(2) 委員会委員長(以下、「委員長」という。)は、被申し立て者の所属する部門長(以下、「部門長」という。)へ依頼し、部門に予備調査委員会を設置させ、予備調査にあたらせることができる。予備調査委員会は、結果を部門長へ報告し、部門長より委員長へ報告する。委員会において、委員会のみで判断できるとした場合は、予備調査委員会を設置せずに委員会のみで予備調査の結論を出すことができる。

(3) 予備調査に基づき、申し立ての内容が調査可能であり、調査すべきと委員会が判断した場合、本調査を行う。

(4) 予備調査の結論は、予備調査開始後おおむね 30 日以内に出すことを目安とする。ただし、次のア～ウの場合にはこの限りでない。

ア 申し立ての内容が多数または被申し立て者が複数である場合

イ 判断に必要な資料が不足しており、申し立て者等に追加資料等を求める必要がある場合

ウ その他相当の理由がある場合

なお、最初の申し立て後、追加の申し立て内容や資料が送付された場合、最終送付日をもって申し立てがなされた日とする。

(5) 本調査を行わない場合、委員会はその旨を理由とともに申し立て者に通知する。ただし、申し立て者の氏名・連絡先等が明らかでない場合は通知をしないものとし、以下において、申し立て者に通知をするとする場合も同様とする。

(6) 申し立てされた内容が、同一の申し立て者によって過去すでに部門へ申し立てされており、調査または調査をしないとした旨の記録が部門にあり、対応が適切であったと委員会が判断する場合は、本調査を行わないものとするができる。

(7) 申し立てされた内容が、過去において、予備調査または本調査が行われた内容と i) 同一の場合、ii) 同一とはいえない場合であっても申し立ての原因となっている根拠もしくは基礎事実が共通もしくは同様と考えられる場合、または、iii) i) 及び ii) 以外でも当該調査が過去における調査の実質的繰り返しになると考えられる場合には、本調査を行わないものとするができる。

#### 4 本調査

委員長は、委員会が本調査を行うと判断した場合は、本調査委員会を設置して本調査を行う。なお、被申し立て者の本務が、ADDS 以外の機関等である場合は、当該機関等と協議の上、本調査について別途定めることができる。

(1) 委員会は本調査を行うことを決定した場合、申し立て者および被申し立て者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

(2) 本調査は、実施の決定後、おおむね 30 日以内に開始されるように努める。

(3) 本調査委員会は、委員長が部門長に依頼し、部門において設置するものとする。ただし、委員は部門以外に協力を求めることができる。

(4) 本調査委員会委員には、ADDS に属さない者を含めなくてはならない。また、申し立て者・被申し立て者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究の成果に基づく特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者で構成するものとする。

(5) 本調査委員会委員の氏名・所属については、申し立て者・被申し立て者に示すものとする。これに対し、申し立て者・被申し立て者は通知着後 10 日以内に異議申し立てをすることができる。異議申し立てについては、委員会はその内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、部門長に依頼して委員の交代を行い、その旨を申し立て者・被申し立て者に通知する。

(6) 本調査は次のように行うものとする。

ア 本調査委員会は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、

関係者への事情聴取、被申し立て者への再実験の要請、その他調査に必要な合理的な事項を行うことができる。

イ 被申し立て者の弁明の聴取も行わなければならない。

ウ 被申し立て者が本調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。その期間は、4(7)に定める期間に含めない。なお、被申し立て者より同一の内容が繰り返し行われた場合、本調査委員会は必要性を判断するものとする。

エ 申し立て者および被申し立て者など関係者は調査に誠実に協力しなければならない。なお、協力の過程で生じる申し立て者および被申し立て者本人の交通費、通信費、複写代等の経費は原則として各自が負担する。

オ 被申し立て者が ADDS 以外の機関等にも所属している場合は、当該機関等に協力を要請することができる。

カ 本調査委員会は、部門長の許可を得た上で、申し立てに係る研究の調査に関して、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合または関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、証拠となるような資料等の保全、調査事項に関連する場所の一時閉鎖等の措置を行うことができる。この措置は、必要最小限の範囲および期間にとどめるものとする。なお、被申し立て者は、この措置に影響しない範囲内であれば、研究活動を制限されない。

キ 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

ク 申し立てに係る研究が、ADDS 以外の機関等となんらかの関係を持つ場合、当該機関等と調査に関する協議を行うことができる。

ケ 本調査委員会は、必要に応じて部門長または委員長へ報告を行う。また、部門長または委員長の求めがあった場合には、すみやかに経過を報告しなければならない。

コ 本調査委員会は、調査にあたり、申し立てに係る研究の研究費支出を停止させることが望ましいと思われる場合は、部門長を通じて委員長へ報告するものとする。委員長は理事長に措置の可能性について報告する。

サ 申し立て者および被申し立て者など関係者に対する事情聴取は ADDS が指定する場所で行う。

シ 申し立て者の悪意または重過失による調査に要した費用の損害は、すべてまたは一部を申し立て者に請求することができる。

(7) 本調査委員会は、調査の開始後、おおむね 150 日以内に調査した内容をまとめるものとする。ただし、次のア～オの場合にはこの限りでない。

ア 被申し立て者や重要な関係者が長期に海外等の遠隔地に滞在している場合

イ 申し立ての内容が多数または被申し立て者が複数である場合

ウ 本調査開始後に申し立て者より追加の申し立て内容や資料が送付された場合

エ 調査の過程で新たに調査が必要な事実が発覚した場合

オ その他相当の理由がある場合

(8) 本調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正と認められる行為があった場合はその内容、関与者、関与の度合いなどを認定する。

(9) 不正行為が行われなかったと認定される場合で、申し立てが悪意に基づくものであると認められる場合は、本調査委員会はその旨の報告を行う。この認定を行うにあたっては、申し立て者に弁明の機会を与えなければならない。

(10) 本調査委員会は、部門長に調査の結果を報告し、部門長は委員長へ報告する。

## 5 認定

(1) 本調査委員会の報告をもとに、委員会において最終的な認定を行い、理事長へ報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者、通知や協力の要請または協議を行った機関等（以下、「関係諸機関」という。）に通知する。報告の内容が不十分と考えられる場合には、本調査委員会に追加の調査を求めることができる。

(2) 不正行為が行われたと認定された場合、委員会は、被申し立て者の研究費の使用停止や懲戒など、措置の可能性について、理事長へ報告をする。

(3) 不正行為と認定された場合、被申し立て者は、認定の通知着後 2 週間以内に不服申し立てをすることができる。委員会は、すみやかに再調査を行うかどうかを検討し、再調査を行う場合には、その旨を申し立て者、被申し立て者、関係諸機関に通知する。

(4) 再調査を行う場合、委員会は再度本調査委員会に調査を求めることができる。このとき、公正性などに問題があると思われる場合は、本調査委員会の委員を変更することができる。

(5) 再調査は、おおむね 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。ただし、相当の理由があり、調査の延期が必要な場合はこの限りではない。

(6) 委員会は、本調査委員会の報告をもとに、再調査結果に関する認定を行い、理事長に報告後、調査結果を申し立て者、被申し立て者、関係諸機関に通知する。

(7) 不正行為が行われたと認定された場合には、委員会は、委員会の判断または関係諸機関との協議の上、理事長に調査結果の公表について助言することができる。

(8) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合、理事長に報告をする。

(9) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合は、申し立て者、申し立て者の所属機関等に通知し、理事長に公表について助言することができる。

(10) 不正行為が行われたと認定されず、申し立てが悪意に基づく申し立てと認定された場合、申し立て者は通知着後 2 週間以内に不服申し立てをすることができる。この場合の再調査については、前記 5 (3)~(6) に準じて行う。この場合、「不正行為」を「悪意に基づく申し立て」、「被申し立て者」を「申し立て者」と読み替えるものとする。

(11) 委員会は、関係諸機関との対応にあたり、調査の対象となった研究に関連する研究費の受入窓口部門と協働で行うことができる。

## 6 守秘義務

調査に関わった者は、当該調査において知り得た個人情報・機密情報に対し、守秘義務を負う。ただし、調査時に既に公知の情報または調査後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報ならびに、第三者が容易に得られる情報をのぞく。

## 7 申し立て者及び調査協力者の保護

- (1) 不正行為に関する申し立て者及び調査協力者に対しては、申し立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。
- (2) 申し立て者への連絡は、原則として申し立て窓口を介して行う。

## 8 裁判所、行政庁との関係

申し立て内容に関連して、申し立て者、被申し立て者、ADDS またはその他の利害関係を有する第三者によって裁判所、行政庁における訴訟、調停、仲裁、その他法的な手続きが既に開始されている場合、または申し立て後開始された場合には、予備調査および本調査委員会の調査を行わず、またはこれを中断もしくは中止することができる。

## 9 事務局

部門において設置される予備調査委員会ならびに本調査委員会の事務局は、部門の所属する機関の事務局長が定めるものとし、委員会事務局と連携をとって事務にあたるものとする。

## 10 補則

このガイドラインに定めるもののほか、研究活動における不正行為調査の運用に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

## 11 改廃

このガイドラインの改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

## 附則

本ガイドラインは、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。